
LUCKY ジャックス JCB カードポイントサービス規約

第1条（本規約の目的）

本規約は、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）と北雄ラッキー株式会社（以下「北雄ラッキー」といいます。）が提携して発行する LUCKY ジャックス JCB カード（以下「本カード」といいます。）の利用に応じ、当社が本カード会員（以下「会員」といいます。）に対し提供するポイントサービス（以下「本ポイントサービス」といいます。）について定めたものです。

第2条（本ポイントサービスの概要）

- 1.本ポイントサービスは、会員が本カードを利用して決済したカードショッピング利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じ、当社が「LUCKY ジャックス JCB ポイント」（以下「本ポイント」といいます。）を付与する制度です。
- 2.会員が本カードを利用したことによるポイント付与は、本ポイントのみとし、当社が実施するラブリエポイント、その他ポイントは付与されません。また、会員が本ポイント以外にラブリエポイント、その他ポイントを付与されている場合であっても、当該ポイント間のポイント付替、合算などはできません。

第3条（本ポイントの加算について）

- 1.本ポイントは、毎月当社所定の日に締め切られた会員の新規カード利用代金のご利用金額に応じて、付与するものとします。
- 2.本ポイントは、各月の北雄ラッキーでの新規カード利用代金合計金額 216 円（消費税を含みます。）につき 1 ポイントを付与するものとし、北雄ラッキー以外では新規カード利用代金合計金額 250 円（消費税を含みます。）につき 1 ポイントを付与するものとします。それらの累計ポイントが 1,400 ポイントに到達した場合、「LUCKY グリーンスタンプ引換券」（以下「引換券」といいます。）を贈呈いたします。（引換券は「北雄ラッキー」各店舗のサービスカウンターで LUCKY グリーンスタンプギフト券と交換いたします。）
- 3.累計ポイントの交換は、当社より自動で引換券を送付することで実施いたします。
- 4.引換券の有効期間は、ご案内日より 6 ヶ月となります。
- 5.家族カードのご利用によるポイントは、本会員の方のご利用によるポイントと合算して、本会員の方に付与します。

第4条（本ポイント付与の対象外取引）

次の各号に定める代金については、本ポイント付与の対象外とします。

- (1)カードキャッシングの利用代金および手数料。
- (2)分割払い・リボルビング払いの手数料。
- (3)年会費等の費用。
- (4)本カード再発行等に関する手数料。
- (5)本カード以外でのカードショッピングまたは現金によるお支払の場合。
- (6)CoGCa、Edy、nanaco、Kyash、WebMoney、TOYOTA Wallet 等の電子マネーの各チャージ利用代金。
- (7)会員が当社所定の約定支払額確定日前に支払ったカードショッピング利用代金。
- (8)本カードの利用代金が、第3条第2項に記載の金額に満たない場合、ご利用金額を上回る場合でも端数金額は本ポイント付与の対象外となります。
- (9)(1)～(8)のほか、当社は特定のカードショッピング利用代金または、特定の加盟店でのカードショッピング利用代金を、本ポイント付与の対象外として定めることができます。

第5条（本ポイントの有効期間）

- 1.本ポイントの有効期間は、各ポイント付与月ごとに管理し、各ポイント付与月から起算して 48 ヶ月後の末

日とします。

2.有効期間内を経過した本ポイントは、自動的に消滅するものとし、他の有効期間内の本ポイントに繰り入れたり、有効期間を延長することはできないものとします。

第6条（本ポイントの通知）

当社は、会員に対して付与するポイント数および累計された有効なポイント数ならびに有効期間等を、当該会員に対して連絡するご利用代金明細書またはインターコムクラブのご利用代金明細照会により通知するものとします。

第7条（権利の喪失およびサービス停止等）

会員が次の各号に該当したときは、理由の如何を問わず、当社は会員に通知することなくして本ポイントサービスの権利を停止及び失効させることができるものとします。

- (1)ジャックスカード会員規約、LUCKY ジャックス JCB カード会員特約または本規約に違反し、または違反するおそれがある場合。
- (2)違法行為または不正行為を行った場合。
- (3)支払債務を延滞した場合。
- (4)その他会員として不適格と北雄ラッキーまたは当社が判断した場合。

第8条（公租公課）

本ポイントサービスにより還元を受けた商品ついて、公租公課が課せられる場合は、会員が当該公租公課を負担するものとします。

第9条（返品、キャンセル、利用金額変更等の場合）

本ポイント付与の対象となるカードショッピング利用に、返品、キャンセル、利用金額の変更等があった場合、原則として当該利用に対して付与する本ポイントは取消、減算または加算されます。

第10条（権利の譲渡）

会員は、理由の如何を問わず、本ポイントサービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

第11条（本ポイントサービスに関する疑義等）

本ポイントの有効性、ポイント付与数、本ポイント付与資格に関する疑義、その他本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は、当社において決定し、会員はその決定に従うものとします。

第12条（変更・中止・終了等）

- 1.当社は、予告なしに本ポイントサービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものとし、会員はあらかじめその旨を承認するものとします。
- 2.前項により会員に生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第13条（適用）

本規約に定めない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとします。

第14条（準拠法）

本ポイントサービスの内容に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。